

令和8年度 高校生奨学給付金のご案内

本制度は、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
給付金は年1回支給され、毎年申請手続きが必要です。

01 申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ☐ 令和8年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
(県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください)
- ☐ 令和8年7月1日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ☐ 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていないこと(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- ☐ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

02 対象世帯（以下A～Dのいずれかに該当する世帯）

- A 令和8年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している世帯
- B 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- C 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額(以下、所得割合合算額)が100円以上105,500円未満の世帯
※ 年収目安270万円以上380万円未満の世帯
- D 保護者等全員の所得割合合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯
※ 年収目安380万円以上490万円未満の世帯
※ なお、生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

03 給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

区分 ※上記02と対応	給付対象世帯及び給付額	
	給付対象世帯	全日制・定時制
A	生活保護受給世帯	32,300円
B	住民税非課税世帯	143,700円
C	年収270～380万円相当の世帯	47,900円
D	年収380～490万円相当の世帯	35,930円

※ 上記給付額は、日本国籍を有する者のほか、特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者(日本に永住意思がある者)・家族滞在者(小中学校卒業後、日本で就労して定着する意思がある者)のいずれかに該当する方を対象とした金額となります。

04 申請に必要なもの

【申請者全員】

- ☐ 振込先の口座番号等が分かるもの

【上記03の区分Aに該当する世帯】▶ 以下のいずれか

- ☐ 生徒本人の個人番号が確認できるもの(個人番号カード等)
- ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(令和8年7月1日以降発行)
※ 生活保護受給証明書でも代用可能

【上記03の区分B～Dに該当する世帯】▶ 以下のいずれか

- ☐ 保護者等の個人番号が確認できるもの(個人番号カード等)
- ☐ 令和8年度課税証明書
※ 特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能
※ 扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

◆ 外国籍等の生徒は、左記に加えて以下のいずれかの書類が必要です。

- ☐ 特別永住者証明書の写し
- ☐ 在留カードの写し
- ☐ 住民票の写し(原本)

05 申請方法

令和8年7月31日(金)までにオンライン申請システム(以下URLまたは二次元コード)により申請手続きを行ってください。

また、申請に必要なIDとパスワードは、就学支援金の申請時にお渡ししたものと同じです。

ID・パスワードを紛失された方は、身分証明書を持参のうえ、申請期限(7/31)までに事務室まで取りに来てください。(明石商業高等学校事務室 業務時間 平日8:25 ~ 16:55)

申請は
こちらから ▶



<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>

◆ 収入情報の提出方法は、次のいずれかにより提出してください。

- ☐ 個人番号カードを使用して自己情報を登録する(マイナポータルを利用)
- ☐ 個人番号を入力する。
- ☐ 課税証明書等を画像化し、アップロードする(この場合、個人番号は利用しません)。
- ☐ 課税証明書等を学校(事務室)に提出する。

※ 詳しい入力方法は、こちらの
入力マニュアルをご確認ください。▶

(明石商業高等学校ホームページ)



06 給付スケジュール

申請開始日 令和8年7月13日(月)

申請期限 令和8年7月31日(金)

給付予定時期 令和8年11月頃

※ 申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

※ 申請期限までに申請がない場合、支給決定できませんので期限を厳守してください。

07 注意事項

- ☐ 保護者等が令和8年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ☐ 給付金の認定においては、保護者等全員の住民税所得割額を確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。
- ☐ 家計急変または制服加算に係る申請については、在学先の学校(事務室)までご連絡ください。

【家計急変支援】

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に、受けることができる支援。

【制服加算】

制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合に受けることができる支援。

問い合わせ先

明石市立明石商業高等学校事務室(電話 078-918-5950)